

# 指定訪問介護事業所 ホームヘルプサービス万亀園

## 重 要 事 項 説 明 書

当事業者は介護保険の指定を受けています。  
訪問介護（兵庫県指定第 2872200502 号）

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを本書にて説明いたします。

### 1. 事業者

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 法人名        | 社会福祉法人 万亀会（まんきかい）    |
| (2) 法人所在地      | 加古川市野口町水足107-1       |
| (3) 電話番号       | (079) 426-8200       |
| FAX番号          | (079) 426-6597       |
| (4) 代表者氏名      | 理事長 宮本 秀晃（みやもと ひであき） |
| (5) 設立年月日      | 昭和54年3月27日設立認可       |
| (6) Eメールアドレス番号 | info@mankikai.org    |

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（ご利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として指定訪問介護サービスを提供します。

#### (2) 事業所の説明

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ① 事業所名       | ホームヘルプサービス万亀園（まんきえん）     |
| ② 事業所所在地     | 加古川市野口町水足107-1           |
| ③ 電話番号       | (079) 426-8226           |
| FAX番号        | (079) 426-6597           |
| ④ 管理者氏名      | 施設長 岩崎竜太（いわさきりゅうた）       |
| ⑤ 開設年月日      | 平成9年9月1日                 |
| ⑥ 営業日        | 毎週月～金曜日、但し12月30日～1月3日を除く |
| ⑦ 受付時間       | 毎週月～金曜日、9時～17時30分        |
| ⑧ 施設         | 特別養護老人ホーム万亀園内に事業所を設置     |
| ⑨ サービス提供時間帯  | 8時30分～17時30分             |
| ⑩ 通常の事業の実施地域 | 加古川市、稲美町、播磨町             |

### (3) 運営方針

- ① 指定訪問介護サービスを利用される方（ご契約者）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援を行うことにより、ご契約者の心身機能の維持並びにそのご家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- ② ご契約者の意志及び人格を尊重して、常にご契約者の立場に立った指定訪問介護サービスの提供に努めます。
- ③ 事業を運営するに当たり、地域とご契約者並びにそのご家族との結びつきを重視し、市町村保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### (4) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の介護保険事業もあわせて実施しています。

- ・特別養護老人ホーム万亀園（指定介護老人福祉施設）
- ・ホームヘルプサービス万亀園（指定訪問介護（※当事業））
- ・デイサービスセンター万亀園（指定通所介護）
- ・ショートステイサービス万亀園（指定短期入所生活介護）
- ・居宅介護支援事業所万亀園（指定居宅介護支援）
- ・リハビリデイサービスちづる（指定地域密着型通所介護）
- ・地域包括支援センターのぐち（加古川市地域包括支援）
- ・万亀園診療所

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### (1) 主な職員の配置状況

| 職 種       | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算  | 指定基準  |
|-----------|----|-----|-------|-------|
| 管理者       | 1名 | --- | ---   | 1名    |
| サービス提供責任者 | 2名 | --- | ---   | 2名    |
| 訪問介護員     | 3名 | 8名  | 1. 3名 | 2. 5名 |
| 介護福祉士     | 3名 | 3名  | ---   | ---   |
| ホームヘルパー2級 | 0名 | 4名  | ---   | ---   |
| 介護職員基礎研修  | 0名 | 1名  |       |       |

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を当事業所における常勤職員所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

## （２）主な職種の勤務体制

|           |              |
|-----------|--------------|
| 管理者       | 8:30~17:30   |
| サービス提供責任者 | 8:30~17:30   |
| 訪問介護員     | 概ね8:30~17:30 |

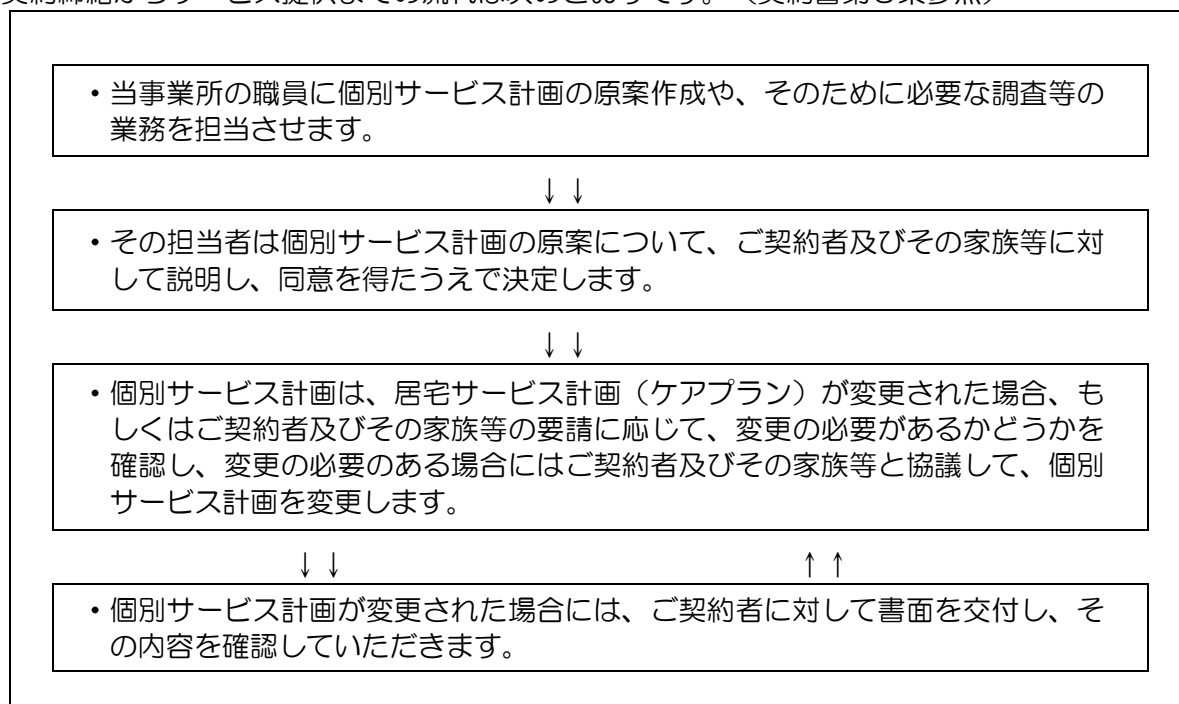
### (3) 主な職種の職務

|           |                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 管理者       | 職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括します。                                      |
| サービス提供責任者 | ご契約者の日常生活上の介護並びに相談等の他、利用に関する調整や、個別サービス計画を作成します。訪問介護員に対する技術指導等を行います。 |
| 訪問介護員     | ご契約者の日常生活上の援助並びに相談等を行います。                                           |

#### 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

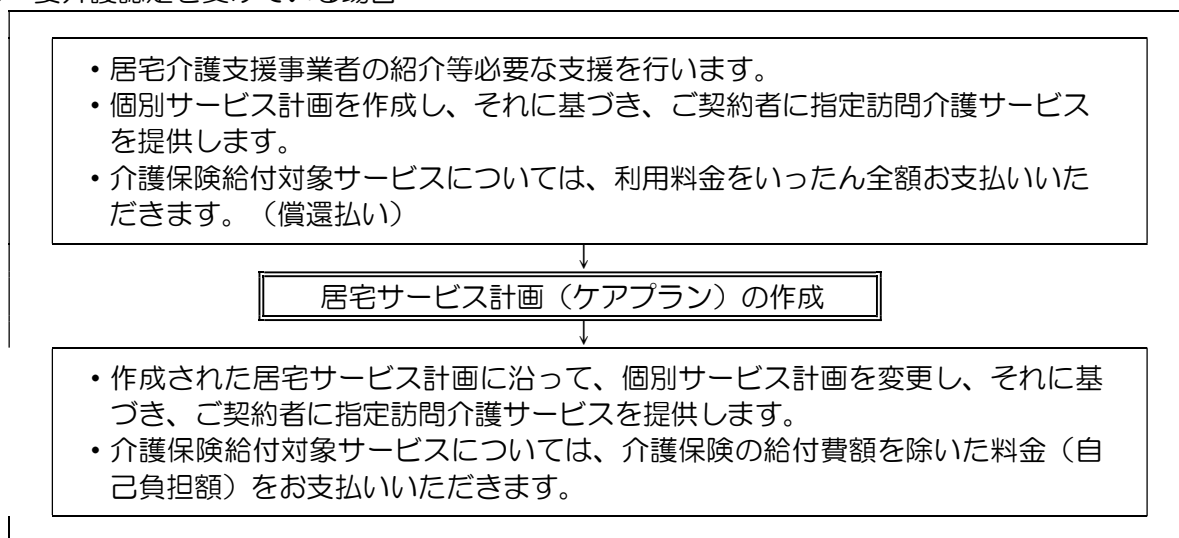
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する指定訪問介護サービスに係る介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

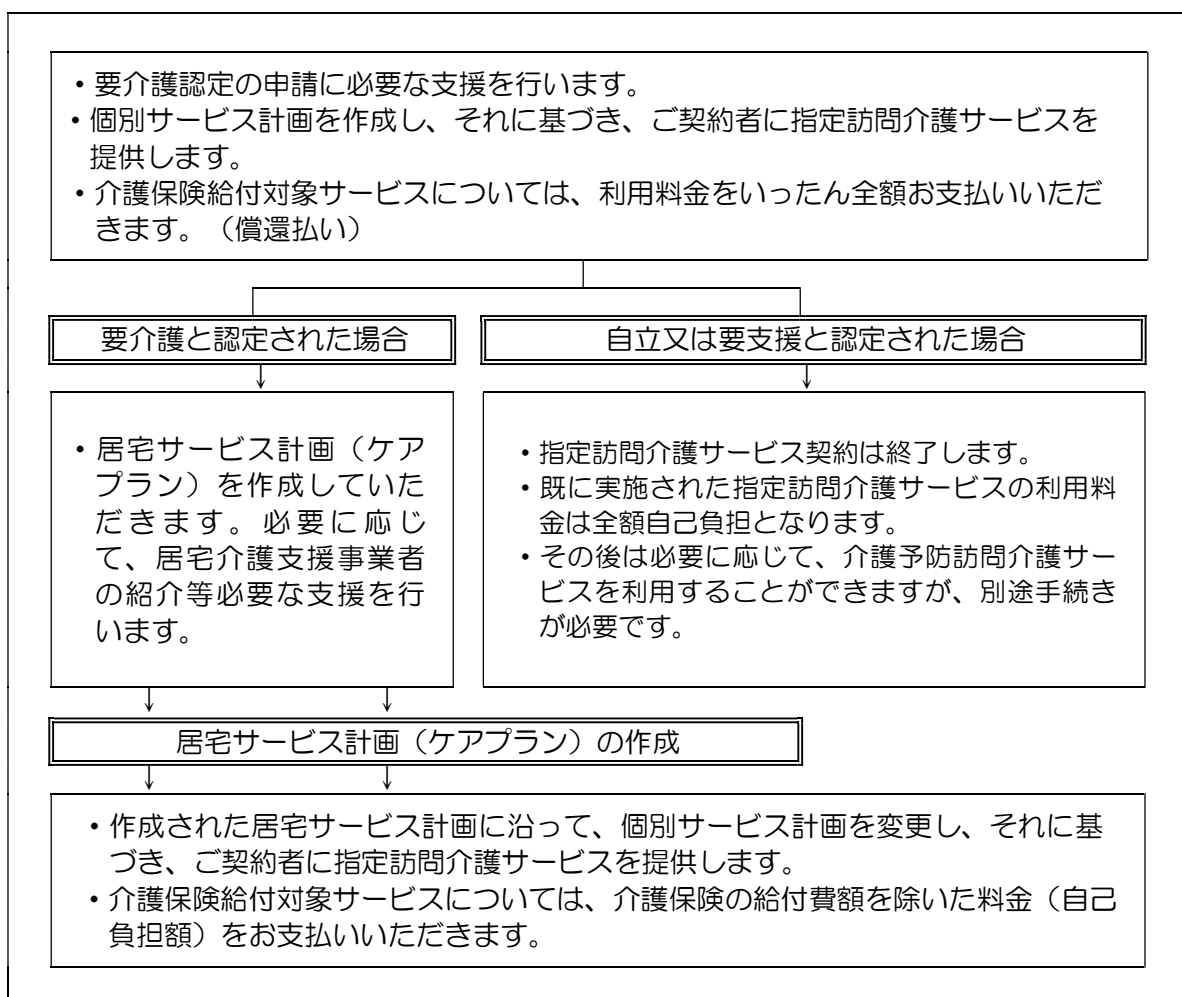


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下の指定訪問介護サービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

#### ●サービスの概要

##### ① 身体介護

- ・入浴介助 … 入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- ・排泄介助 … 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助 … 食事の介助を行います。
- ・体位変換 … 体位の変換を行います。
- ・通院介助 … 通院の介助を行います。

##### ② 生活援助

- ・調理 … ご契約者の食事の用意を行います（ご家族分の調理は行いません）。
- ・洗濯 … ご契約者の衣服等の洗濯を行います（ご家族分の洗濯は行いません）。
- ・掃除 … ご契約者の居室の掃除を行います（ご契約者の居室以外の居室、庭の敷地等の掃除は行いません）。
- ・買物 … ご契約者の日常生活に必要となる物品の買物を行います（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません）。但し、高額な買物はお断りします。

★ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた個別サービス計画に定められます。

上記指定訪問介護サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

#### **サービス利用料金**（契約書第10条参照）

契約者のサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービス利用料金は、別表『サービス利用料金表』の通りとなります。

- ① サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ② 別表の「サービス利用料金表」には、特定事業所加算Ⅱ（基本単位数の10%）が含まれています。特定事業所加算とは、人材の質の確保や活動環境の整備、中重度者への対応等を行っている場合に算定されますが、当事業所がその算定要件を満たさなくなった場合、当該翌月以後のサービス利用料金は、上記表より加算分を除いた額となります。再度算定要件を満たした場合に加算分を算定いたします。

- ③ 新たにサービス利用を開始された月に、サービス提供責任者がサービス提供を行うか、他の訪問介護員がサービス提供を行う際に同行した場合には初回加算（自己負担額 204 円）を算定いたします。
- ④ サービス利用単位の月合計数の 1000 分の 40 に相当する単位数を、介護職員処遇改善加算として別途算定いたします。介護職員処遇改善加算とは、介護職員の賃金改善等を実施しているものとして兵庫県知事に届け出た事業所に算定されます。自己負担額は所定の単位数の 10%となります。
- ⑤ 2 人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要があるときは、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。
- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介助等の重介護サービスを行う場合
  - ・暴力行為などが見られる方のサービスを行う場合
  - ・その他ご契約者の状況等から、適当と見られる場合
- ⑥ ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続を取っていただくことになります（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。この場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ⑦ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します
- ⑧ ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については、「サービス利用料金表」と異なることがあります。

## （２）介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 10 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### **サービスの概要と利用料金**

#### ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記 5（１）の「サービス利用料金表」に定められた「サービス利用料金」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

#### ② 複写物の交付

ご契約者は、指定訪問介護サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

利用料金：１枚につき 10 円

#### ③ 通常の事業実施区域外へのサービス実施の際の交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所の指定訪問介護サービスを利用される場合は、通常の事業実施地域（加古川市・稲美町・播磨町）を超えた部分について実費相

当額として下記の料金と、要した交通費の実費をいただきます。

利用料金：1 km当たり 30円

- ★ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第10条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1) 現金払い

(2) 事業所の預金口座への振込

兵庫信用金庫 東加古川支店 普通預金 口座番号 300362

(名義) しゃかいふくしほうじんまんきかい 社会福祉法人万亀会 りじちょう 理事長 みやもと 宮本 ひであき 秀晃

(3) ご契約者の指定する預金口座からの自動振替

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第11条参照）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たな利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出し出して下さい。

利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 利用予定日の前々日午後5時までに申し出があった場合 | 無料          |
| 利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合  | 当日の利用料金の50% |
| 利用予定日の前日午後5時までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の全額  |

介護保険給付の対象となるサービスのキャンセル料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

- ④ 指定訪問介護サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日に指定訪問介護サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ⑤ 利用当日に事業所の都合（サービス従事者の急病、事故等）又は事業所の責に帰すべからざる事由（天災、台風、積雪、交通事情等）により一時的にご契約者宅に訪問することが困難な場合には、他の実施可能日時をご契約者に提示して協議させていただきます。この場合において取消料は発生しません。

## 6. サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

指定訪問介護サービス提供開始時に、担当の訪問介護職員を決定します。但し、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替（契約書第7条参照）

#### ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指定はできません。

#### ② 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご契約者及びその家族等に対して指定訪問介護サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

#### ① 定められた業務以外の禁止

指定訪問介護サービスの利用にあたり、ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② サービスの実施に関する指示・命令

指定訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は指定訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

指定訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業者に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更（契約書第12条参照）

指定訪問介護サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第16条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する指定訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

#### ① 医療行為



- ② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する指定訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 事業所の有する備品、財物等の使用上の注意（契約書第17条、第18条参照）

- ① ご契約者が故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、当事業所の有する備品、財物等を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ② ご契約者は、当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は次の要介護認定有効期間の満了日まで同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続して指定訪問介護サービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第22条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対する指定訪問介護サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第23条、第24条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定訪問介護サービスを実

施しない場合

- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第25条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。その場合、30日間以上の予告期間を設けた上で、契約解除の理由を記載した文書により告知いたします。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは事業所の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者及びその家族が、訪問介護員に対し、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為や、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を行った場合
- ⑥ ご利用者及びその家族が、訪問介護員に対し、許可なく写真撮影、録音、録画、SNS等への投稿を行う等、プライバシー又は個人情報を漏洩させた場合

#### (3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第26条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該指定訪問介護サービスに関わる条項はその効力を失います。

#### (4) 契約の終了に伴う援助（契約書第22条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

### 8. サービス提供における事業者の義務（契約書第14条、第15条参照）

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、

身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第14条、第15条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供した指定訪問介護サービスについて記録を作成し、サービス完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者への指定訪問介護サービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、指定訪問介護サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

## 9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やそのご家族に対しすみやかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## 10. 損害賠償について（契約書第19条、第20条参照）

（1）当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者側に故意または過失が認められる場合にはご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

（2）事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① ご契約者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病状等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- ② ご契約者（そのご家族を含む）が、指定訪問介護サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施した指定訪問介護サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 11. 虐待防止について

当事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待の防止等の為に必要な措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- ② 当事業者は、サービス提供中に、職員又は擁護者（ご契約者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 12. 苦情の受付について（契約書第29条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| ○ 苦情受付担当者 | ホームヘルプサービス万亀園 サービス提供責任者 梶原奈生子 |
| ○ 受付時間    | 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00          |
| ○ 苦情解決責任者 | 特別養護老人ホーム万亀園 施設長 岩崎竜太         |
| ○ 第三者委員   | 社会福祉法人万亀会 評議員 西向悦子            |

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどを行います。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

|                                |                                                                                                                   |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○兵庫県国民健康保険<br>団体連合会            | 所在地 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目<br>9番1-1801号<br>電話番号 (078) 332-5617<br>FAX番号 (078) 332-5650<br>受付時間 毎週月～金曜日 9：00～17：15 |
| ○加古川市福祉部<br>高齢者・健康支援局<br>介護保険課 | 所在地 〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地<br>電話番号 (079) 427-9123<br>FAX番号 (079) 424-1322<br>受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：15       |

令和 年 月 日 時 分～ 時 分

私は、指定訪問介護サービスの提供に際し、本書面に基づき本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

**事業者** 所在地 加古川市野口町水足107-1  
事業者名 社会福祉法人 万亀会  
代表者氏名 理事長 宮本 秀晃

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

**契約者** 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

私は、ご契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、ご契約者は、署名が出来ないため、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

**署名代行者** 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(ご契約者との関係